

令和元年9月30日

令和元年第3回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会資料

(令和元年9月25日付託分)

県土整備局

目

次

1	神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例の概要	1
2	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局関係】	2
3	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要	3
4	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要	4

1 神奈川県流域下水道事業の設置等に関する条例の概要

(1) 制定の趣旨

経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目的に、神奈川県流域下水道事業に地方公営企業法（以下「法」という。）の財務規定等を適用するため、神奈川県流域下水道事業の設置等に関し、本条例を制定するものである。

(2) 制定の内容

ア 神奈川県流域下水道事業の設置（第1条）

都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、神奈川県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。

イ 財務規定等の適用（第2条）

流域下水道事業について、法に規定する財務規定等を適用する。

ウ 経営の基本（第3条）

企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本とするとともに、流域下水道の処理区や計画汚水量を経営の目標として定める。

エ 特別会計の設置に関する条例の一部改正（附則第2項）

特別会計の設置に関する条例別表から、神奈川県流域下水道事業会計の項を削除する。

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和2年4月1日

イ 経過措置

(ア) 改正前の特別会計の設置に関する条例第2条の規定により設置された神奈川県流域下水道事業会計（以下「旧特別会計」という。）の令和元年度分の決算に関しては、なお従前の例による。

(イ) 旧特別会計の令和元年度の出納の完結の際、旧特別会計に係る権利及び義務並びに旧特別会計に属する現金及び財産は、流域下水道事業に係る法第17条の規定により設置される特別会計が承継する。

2 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局関係】

(1) 改正の趣旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、2以上の建築物を対象とする場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

2以上の建築物を対象とする場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を追加する。（別表の8 県土整備局関係）

(3) 施行期日

公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日

3 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

港湾の施設の利用又は専用利用の承認を受けた者から徴収する利用料について、減免事由を拡大するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

利用料の減免について、知事が特に認める船舶又は車両により港湾の施設を利用するときとしている現行の規定を、知事が特に必要と認めれば、船具ロッカーの利用料等についても減免できるよう改正する。（第12条関係）

(3) 施行期日

公布の日

4 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

建築基準法（以下「法」という。）の一部改正等を踏まえ、長屋の構造等に関する規制を緩和するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 法の改正等を踏まえた規制の緩和

階数が3で延べ面積が200㎡未満の建築物で、3階を長屋の用途に供するものについては、一定の警報設備を設けた場合、耐火建築物等とすることを要しないこととする。（第20条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第13条、第20条及び第28条関係）

(3) 施行期日

公布の日